

概要版



東広島市 こども計画

令和 7(2025) 年度 → 令和 11(2029) 年度



令和7年3月
東広島市



こども計画とは？

すべてのこども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（「こどもまんなか社会」）を実現するための計画です。

- 「こども基本法」「子ども・子育て支援法」「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」「子ども・若者育成支援推進法」「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画です。
- 計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。中間年の令和9年度に見直しを行います。

計画の基本理念

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

～ともに支え ともに育つ こども・若者のウェルビーイングがかなうまち 東広島～

- こども、保護者、支援者が「つながり つなげる」支え合いの中で、こども、親、地域がともに「育つ」ことを目指します。
- こども・若者の成長と子育てを支援する取組みを総合的に推進し、その更なる充実を図ることで、東広島市における「こどもまんなか社会」を実現します。

子育て世帯の状況

- 子育てに不安や負担を感じる保護者が増加している
- 産科・小児科医療の不足
- 経済的負担から理想の数の子を持たない世帯がある

- 児童虐待相談件数が増加している
- 発達障がい等による特別な支援が必要な子の増加
- 外国につながる児童、不登校、ヤングケアラー等、多様な課題を抱えるこどもへの支援が求められている

- 年度中途での待機児童の発生や育休退園等、保育ニーズに対応できていない状況がある
- 放課後児童クラブの利用が増え、待機児童が発生
- 男性の育休や子育て休暇の更なる取得促進が必要

- 転入者が多く、地域とのつながりが薄い
- 子育ての相談相手がない保護者の増加
- こども・若者が安心・安全に過ごせる居場所が求められている

- 将来活躍する力を身に付けられる教育・保育の推進が求められている
- 若者の自己実現に向けた支援が必要である
- こども・若者の意見を施策に反映させる取組みが必要

課題

課題

- ▷ 子育てに不安や悩みを持つ保護者に切れ目のない支援を行う必要がある

課題

- ▷ 社会的な支援を必要とするこどもに対する支援体制を充実させる必要がある

課題

- ▷ 仕事をしながら安心して子育てができる環境を整備する必要がある

課題

- ▷ 地域の身近な場所での子育て支援体制やこどもの居場所の整備が必要である

課題

- ▷ 質の高い教育・保育を提供するとともに若者の自己実現に向けた支援が必要である

計画の体系

【基本目標】

基本目標 1

安心してこどもを
産み育てられる支援の充実

基本目標 2

社会的な支援が必要な
こども・若者への支援の充実

基本目標 3

仕事と子育てを
両立するための支援の充実

基本目標 4

こども・若者を支える
地域の子育て支援力の強化

基本目標 5

こども・若者の健やかな
成長と自立への支援の充実

【基本施策】

- (1) 東広島版ネウボラ(切れ目のない子育て支援)の充実 **重点**
- (2) 産科・小児科医療体制の充実
- (3) 子育て世帯の経済的負担の軽減

- (1) 児童虐待の予防と早期対応 **重点**
- (2) 障がいのあるこども・若者と家庭への支援
- (3) 貧困等、困難な状況にあるこども・若者と家庭への支援
- (4) 様々な課題を抱えるこども・若者と家庭への支援

- (1) 年間を通しての待機児童の解消 **重点**
- (2) 多様な保育ニーズへの対応
- (3) 働く女性の応援と働き方改革の推進

- (1) 地域における子育て支援の充実 **重点**
- (2) こども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくり
- (3) こども・若者が安心・安全に過ごせる環境づくり

- (1) 生きる力を育む教育・保育の推進 **重点**
- (2) 若者の自己実現を支援する取組み
- (3) こども・若者の意見表明の機会の確保

基本施策と取組み

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

基本施策1 東広島版ネウボラ（切れ目のない子育て支援）の充実 重点

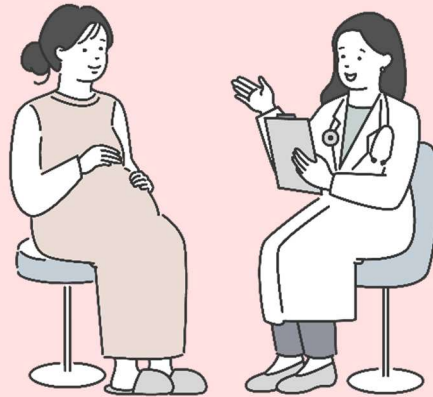
- 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
- 母子保健情報のデジタル化
- 子育て支援拠点の整備
- 子育て短期支援事業の充実
- 子育て情報提供体制の強化
- 思春期健康教育

基本施策2 産科・小児科医療体制の充実

- 妊婦や子どもに関する医療体制の充実
- 適正な医療機関の受診についての啓発
- 子どもの病気の予防

基本施策3 子育て世帯の経済的負担の軽減

- 子ども医療費、児童手当の支給
- 妊産婦健康診査等や乳幼児健診の費用助成
- 育児用品等の支給



基本目標2 社会的な支援が必要な子ども・若者への支援の充実

基本施策1 児童虐待の予防と早期対応 重点

- 児童虐待の予防
- 児童虐待の防止・早期発見
- DV被害者の支援
- 人権教育・啓発の推進
- 子育て相談支援体制の強化

基本施策2 障がいのある子ども・若者と家庭への支援

- 発達障がい等、障がいのある子ども・若者や親への支援
- 障がいのある子ども・若者に対する相談体制の充実
- 障がいのある子ども・若者の経済的負担の軽減
- 障がいのある子ども・若者に対する福祉サービスの実施

基本施策3 貧困等、困難な状況にある子ども・若者と家庭への支援

- ひとり親家庭の自立支援の充実
- ひとり親家庭の経済的負担の軽減
- 生活困窮家庭の子どもに対する支援
- 関係機関の連携の強化

基本施策4 様々な課題を抱える子ども・若者と家庭への支援

- 不登校、ひきこもり状態にある子ども・若者への支援
- ヤングケアラーへの支援体制の構築
- ジェンダーアイデンティティへの理解促進
- 子ども・若者の自殺対策
- 外国につながる子ども・若者への支援の充実
- 相談体制の強化



基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

基本施策1 年間を通しての待機児童の解消 重点

- 施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実
- 教育・保育環境の充実
- 保育人材の確保
- 放課後児童クラブにおける保育環境の充実

基本施策2 多様な保育ニーズへの対応

- 利用者支援事業の実施
- 地域のこども・子育て支援の充実
- こども誰でも通園制度の実施
- 子育て関連施設の環境改善

基本施策3 働く女性の応援と働き方改革の推進

- 働き方改革の推進
- 働く女性の応援



基本目標4 こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化

基本施策1 地域における子育て支援の充実 重点

- 地域すくすくサポート等での子育て支援の充実
- 地域での活動の場の提供
- 保育所（園）における子育て支援の推進
- ファミリー・サポート・センターの利用促進
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進
- 若い世代のボランティア活動の活性化 等

基本施策2 こども・若者と子育て家庭にやさしい社会づくり

- 地域での相談体制・協力体制の整備
- 子育てサポーター等の養成
- 子育て支援者のネットワークづくり
- 子育て当事者のネットワークづくり
- こどもまんなか社会に向けた機運醸成

基本施策3 こども・若者が安心・安全に過ごせる環境づくり

- 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- 安全教育の推進
- こども・若者を守る仕組みづくり
- こども・若者の居場所づくり

基本目標5 こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実

基本施策1 生きる力を育む教育・保育の推進 重点

- 親の子育て力の強化
- 読書活動及び食育の推進
- 幼保小連携の推進
- 保育・幼児教育の充実
- 未来の学び推進事業の実施
- 学びの施設の環境改善 等

基本施策2 若者の自己実現を支援する取組み

- キャリア教育の実施
- 青少年の主体的活動の推進
- 起業・創業に向けた相談
- 大学生等の市内企業への就職支援
- まなびなおし等の求職者支援の実施
- 雇用労働対策・就業支援
- 合同就職面接会等の開催

基本施策3 こども・若者の意見表明の機会の確保

- こども・若者の意見表明の機会の確保



教育・保育・子育て支援事業の利用ニーズと確保に向けた取組み

この計画では、教育・保育・子育て支援事業ごとに、提供区域、量の見込み（利用ニーズ）、確保方策（供給量と方法）、実施時期を設定しています。

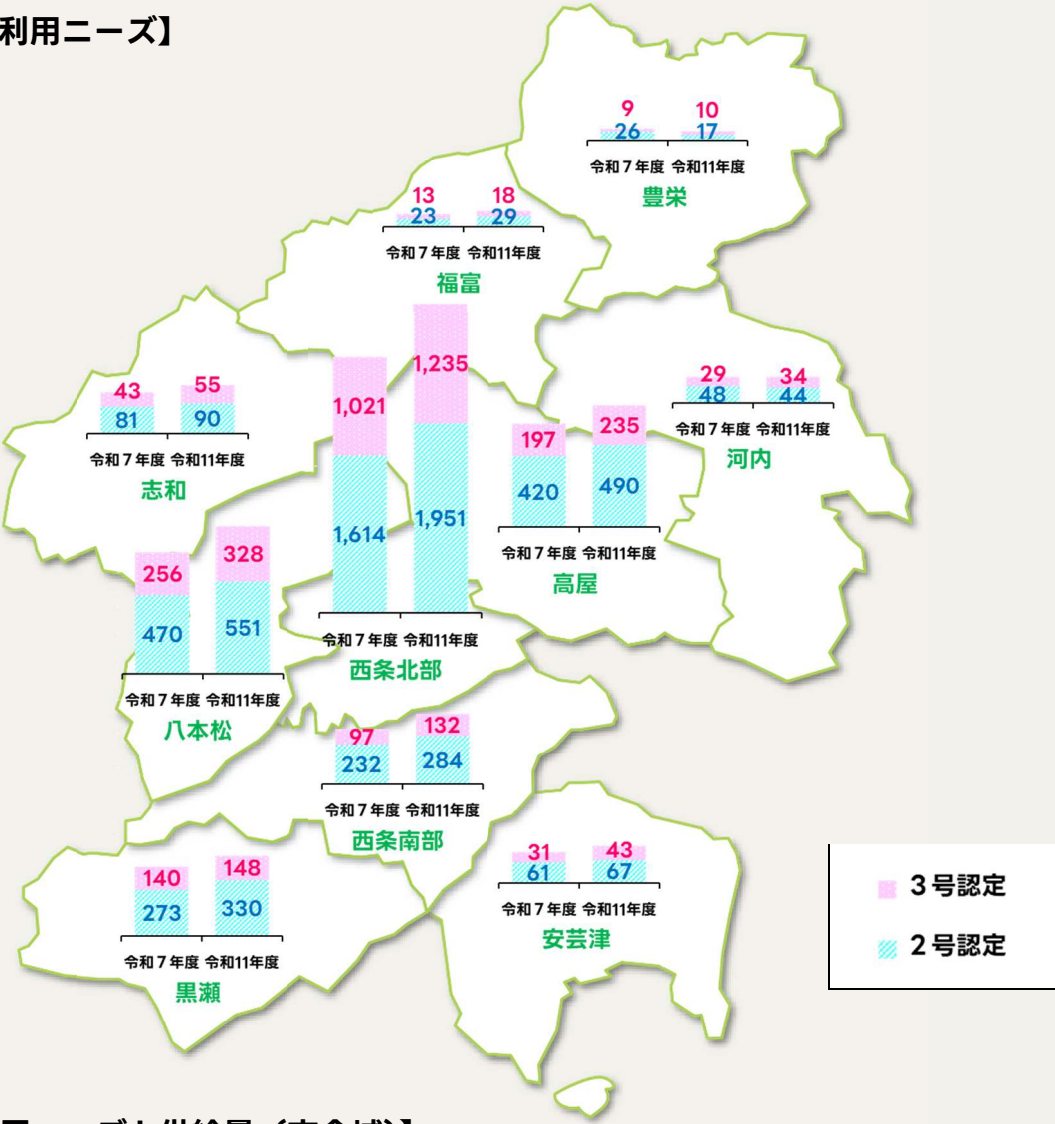
幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

【幼児教育・保育の認定区分】

区分	利用できる施設
1号認定 教育を必要とする3歳以上の未就学のこども	幼稚園・認定こども園
2号認定 保育を必要とする3歳以上の未就学のこども	保育所（園）・認定こども園
3号認定 保育を必要とする3歳未満のこども	保育所（園）・認定こども園・地域型保育※

※地域型保育：3歳未満のこどもを対象として、小規模な保育や保育者の家庭等での保育を実施する施設

【地区別の保育の利用ニーズ】



【教育・保育の利用ニーズと供給量（市全域）】

	1号認定		2号認定		3号認定	
	令和7年度	令和11年度	令和7年度	令和11年度	令和7年度	令和11年度
利用ニーズ	1,447人	1,584人	3,248人	3,853人	1,836人	2,238人
供給量	1,782人	1,717人	3,804人	4,076人	2,354人	2,680人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（抜粋）

【放課後児童クラブの利用ニーズと供給量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用ニーズ	3,397人	3,573人	3,677人	3,787人	3,939人
供給量	3,555人	3,684人	3,829人	3,889人	4,054人

その他、各種事業の充実により、利用ニーズに対応できる体制を整えていきます。

事業名	内容
利用者支援事業	こどもやこどもの保護者に対して、教育・保育施設や子育て支援に関する情報提供と必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児やその保護者がお互い交流を行うことのできる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
産後ケア事業	家事、育児について家族の援助を十分に受けることができない等の事情により支援を必要とする産婦及びその乳児（生後1年未満）に対して、育児に関する相談の実施、心身の休息の機会の提供などを行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育て環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育てに関する指導・助言を行うことにより、家庭で適切な子育てができるよう支援します。
子育て短期支援事業	保護者の病気等により、家庭でこどもをみることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で一時的に預かります。
一時預かり事業	保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園その他の場所において一時的に保育が必要なこどもを預かります。
病児保育事業	病児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所に入所していない満3歳未満のこどもに適切な遊びや生活の場を与えるとともに、そのこどもとその保護者の心身の状況や子育て環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行います。

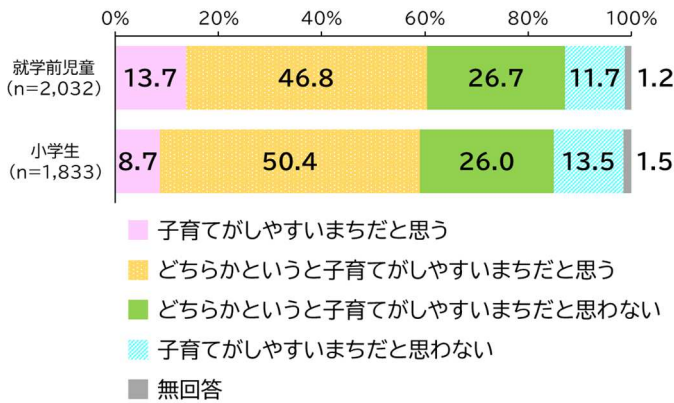


こどもや子育てに関する市民のみなさんの考え

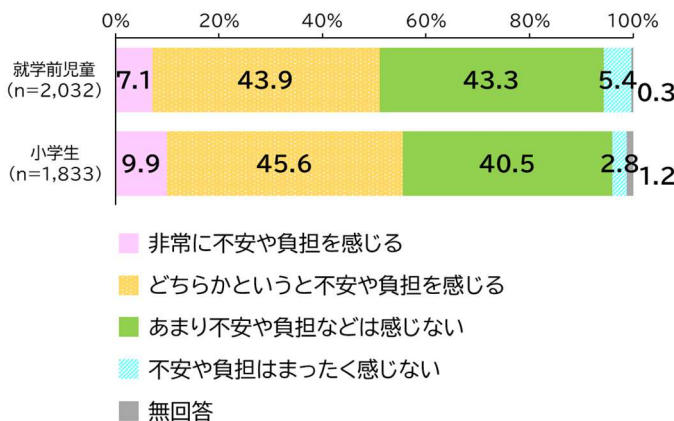
計画をつくる際の参考とするため、小学生までのこどもをもつ保護者の方や市内の小・中学生に、アンケート調査を実施しました。

<保護者へのアンケート>

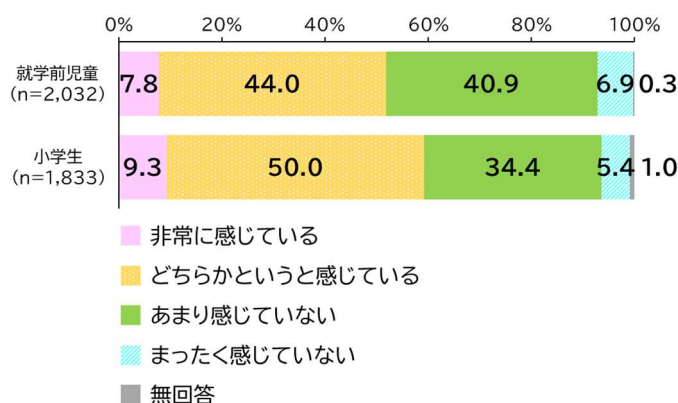
東広島市は子育てしやすいまちだと思うか



子育てについての不安感

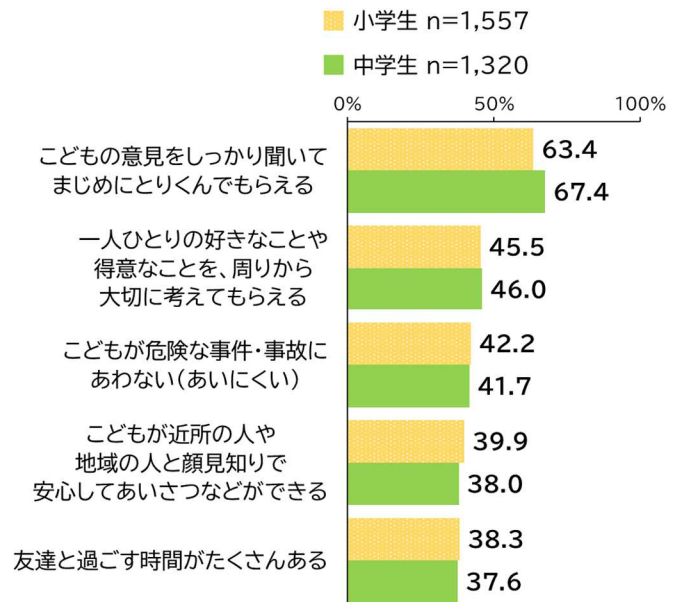


子育てが地域の人々や社会に支えられていると感じるか

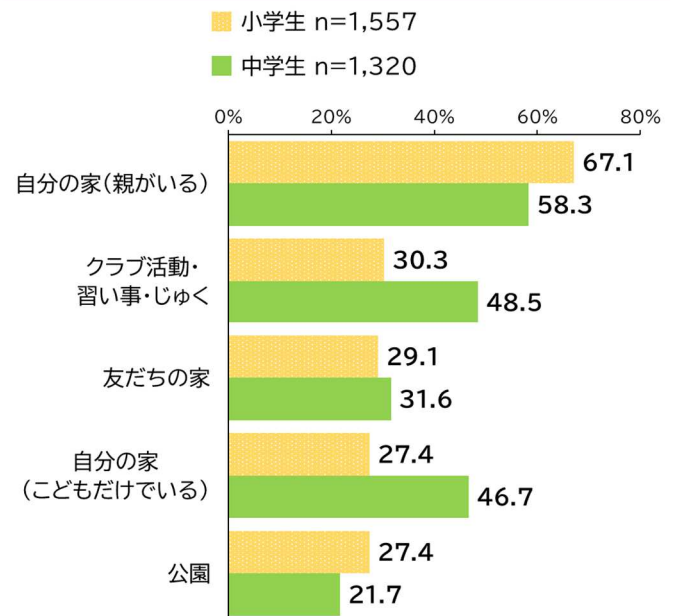


<小・中学生へのアンケート>

あなたにとっての「こどもまんなか社会」とは (上位5項目)



理想の放課後の過ごす場所 (上位5項目)



※それぞれ n は回答者数を示す



東広島市こども計画 【概要版】

発行：東広島市 編集：東広島市 こども未来部 こども家庭課
発行年月：令和7年3月

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号 TEL：082-422-2111 (代)
<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp>



私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援します



計画全文は「市ホームページ」よりご確認ください。